水道料金等統一に係る現在までの経緯

合併協定項目

- 1 会計については、上水道、簡易水道とも現行 の各会計のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 水道拡張、整備計画については、既存の整備計画の見直しを含めて調整する。
- 3 水道料金については、現行のそれぞれの料金体系とするが、上水道については合併後3年以 内に事業計画、財政計画を樹立し、料金を統一する。一般会計からの補助、繰出し基準は上水道、簡易水道それぞれの区分で全市的な統一をする。既に発行した地方債の償還については現行の基準どおり新市に引き継ぎ、合併後発行する地方債の償還については基準を統一する。
- 4 メーター使用料については、上水道事業は現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内に統一する。簡易水道事業については、当面現行のとおりとする。
- 5 加入金・分担金については、上水道事業は現 行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内に 基準を統一する。簡易水道事業については、当 面現行のとおりとする。
- 6 個人の給水工事に関する補助については、現 行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内に 基準を統一する。

合併後の料金改定

平成19年6月から上水道、簡易水道ともに一律 11.00%の料金改定を行った。(岳簡易水道については段階的料金格差是正率を加え、平均35.63%の改定。)

② 平成19年6月改定時に料金統一ができなかった理由

J.

合併時の水道事業の経営状況は、累積赤字が生じている状況にあり、早急な経営改善が必要とされていたことから、合併協定による料金統一を行うことよりも、経営の安定化を図ることを優先的に考えたため。



消費税率変更による料金改定

平成26年4月 消費税率が8%に改定

令和元年10月 消費税率が10%に改定



二本松市総合計画

令和2年12月策定

現状と課題

水の安定供給については、上水道および簡易水道に おいて給水区域の拡張、老朽化した配水管の布設替え や施設の耐震化などを推進するとともに、上水道事業 と安達簡易水道事業との統合を進めてきました。

今後も、老朽施設の改修など施設管理の徹底により 水の安定した供給を推進していく必要があります。ま た、地域により差異のある水道料金体系等の課題があ り、合併前の旧4市町の水道事業の変遷等を勘案しな がら、総合的な検討が必要です。

合併前の料金改定

【二本松】

二本松上水道(岳簡易水道を含む。)は平成11 年に二本松上水道地区は12.97%、岳簡易水道は平均46.75%の改定を行った。

【安 達】

安達上水道、安達簡易水道は平成15年に平均 13.00%の改定を行った。

【岩 代】

岩代簡易水道は、平成4年に改定(改定率不明) を行った。

【東 和】

東和簡易水道は、昭和61年に改定(改定率不明) を行った。

平成22年度料金等統一検討経緯

■ 平成22年度料金改定検討までの経緯

合併当時、水道事業会計の経営は累積赤字を抱えている 状態で、さらに長期財政計画から毎年5,000万円以上の赤 字が増加していくことが見込まれたことから、平成19年 度に料金改定を実施し、「一律11%(岳簡易水道につい ては格差調整分を加算)| 水道料金の値上げを行った。

その後、料金改定による収入の確保のほか、高利率の既往債を繰上償還することで利息を消滅し、また、平成20年度にはこれまで各支所にあった水道課を本庁へ統合し、職員数を削減するなど経費削減に努め、平成20年度決算では累積赤字が解消され経営の健全化を図ることができた。よって、平成19年度に実施することができなかった水道料金の統一について、平成22年度に実施しようとしたもの。

■ 平成22年度水道料金統一検討(案)

1. 上水道の統一方針

各地域の料金体系を、現行の二本松地域の料金体系に統一する。

なお、岳簡易水道では同様に統一した場合、大口利用者 の料金が現在の倍以上の料金となるため、負担増を考慮して料金を統一する。

- ○二本松上水道 ⇒ 現行どおり。
- ○岳簡易水道 ⇒ 準備料金については現行どおり。 水量料金については、使用水量30 ㎡以下の場合は現行の二本松上水道 の料金体系に統一。ただし、31㎡

の料金体系に統一。たたし、31m 以上使用の場合は、現行の岳簡易水 道単価のまま継続する。

○安達上水道⇒ 現行の二本松上水道の料金体系に統一。

2. 簡易水道の統一方針

各簡易水道については、合併協定項目による合併後3年 以内の統一との調整は行われてないが、使用者負担の公平 性から市内全域が統一した負担であることが望ましく、各 簡易水道についても、現行の二本松上水の料金体系(大口 使用者の負担増に考慮する)に統一する。

- ○安達簡易水道 ⇒ 現行の二本松上水道の料金体系に統 -
- ○岩代簡易水道 ⇒ 準備料金については、現行の二本松 上水道の料金体系に統一。水量料金 については、使用水量100㎡以下 の場合は現行の二本松上水料金体 系に統一。ただし、101㎡以上使 用の場合は現行の岩代簡易水道単 価のまま継続する。
- ○東和簡易水道 ⇒ 岩代簡易水道と同様の取り扱い。

■ 加入金制度の統一検討(案)

加入金制度については、二本松地域以外で採用されており、合併協定では上水道は制度を統一することとなっている。

ついては、水道料金と同様に使用者負担の公平性を考慮し、加入金制度については簡易水道も含め平成22年度で廃止する。

<参考>平成30年度決算額:12.633千円(税抜)

『水道料金等の統一による経営への影響と 対応方法』

1. 上水道

水道事業については、安達上水を二本松上水の料金体系に統一することにより料金収入が約46,000千円(年)減収と見込まれことから、暫定的に3年間、安達上水の減収額の1/2の額を料金格差是正措置分として一般会計で負担する。

<u>なお、暫定期間終了後の平成25年度には、水道</u> を供給するために必要な費用を回収できる新たな 料金を設定する。

2 簡易水道

簡易水道事業については、コスト高であることから独立採算で運営することが難しく、現在も収支不足となる分については一般会計繰入金により収支調整を図っている。今回の<u>水道料金の統一、加入金の廃止に伴う減収分についても一般会計繰入金により収支調整を行う。</u>

料金等統一(案)に対する協議結果

【議員協議会結果要旨】

- 水道料金の統一は、収支バランス、上水道・簡易水道のバランスを考えて行うべき。
- 3年後の料金改定で値上げするのに、今回下げるべきではない。
- 上水道事業について、格差是正分を一般会計で 負担すべきでない。

■■■ 結果■■■

統一料金については、水道事業の経営体として企業会計の使命である独立採算で自立できる体制づくりの構築を基本に、二本松・価などを達の各地域における事業内容や給水原価などを持査し、現在の逓増型料金体系のあり方も含め、新たな料金体系の樹立を目指すことで料金統一については慎重に取り扱うこととし、時間をかけて十分検討を加えることとする。